

境界確定事務取扱要領の運用について

平成 17 年 9 月 27 日制定

庄原市環境建設部建設課が所管する公共用財産の土地境界の確定等に関する事務については、広島県の「境界確定事務取扱要領」及び「境界確定事務取扱要領運用指針」を準用するものとする。ただし、次の事項については、庄原市独自の取り扱いとする。

1 第 2 条関係

適用を受ける公共用財産は次のとおりとする。

- (1) 道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 3 条第 4 号に規定する市道の用に供されている道路
- (2) 河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 100 条第 1 項の規定により、同法の規定が準用される河川
- (3) 庄原市法定外公共物等管理条例（平成 17 年庄原市条例第 178 号）第 2 条第 1 項に規定する法定外公共物等

2 第 5 条関係

- (1) 申請書に添付する図書は次のとおりとする。

- ア 位置図
- イ 現況実測平面図（縮尺 1/250～1/500）
- ウ 現況実測横断図（縮尺 1/100～1/250）
- エ 法務局備付地図（縮尺、方位、転写年月日を明記。必要があれば旧公図も添付）
- オ 申請地及び申請地に隣接する公共用地の地積測量図（法務局備付又は作成済のものがある場合）
- カ 隣接土地所有者等の一覧表及び同意書（公共用地(幅員 2m 以下)の対向地を含む）
- キ 土地登記簿謄本（申請民有地及び申請地に隣接する公共用地のもの）
- ク 現況写真
- ケ 委任状の写し（土地所有者に代わって事務の一部を代行される場合）

- (2) 添付図書のうち、現況実測平面図及び現況実測横断図並びに法務局備付地図には、確定しようとする境界線を朱記すること。

3 第 12 条関係

境界確定の協議が調ったときは、原則として申請者の負担で、公共用地側へ境界標を設置するものとする。